



利用料減額・軽減制度に伴う更新申請のお知らせ

介護保険負担限度額認定(食費・居住費の利用者負担の軽減)及び社会福祉法人等利用者負担軽減(介護保険サービス費・食費・居住費:但し、利用者負担段階第2段階の場合は、介護保険サービス費の軽減はありません。)の認定申請が始まりました。

つきましては、ご家族様の皆様には申請資料等を送付させていただきました。お手数ですが、申請手続きを宜しくお願いいたします。

また、申請後につきましては、負担限度額が変更となる皆様には、変更となる負担段階に応じた施設利用料の通知をさせていただく予定としています。

手続き等不明な点がありましたら、問い合わせ先までご連絡の程宜しくお願いいたします。尚、各軽減における要件は次のとおりです。

《特定入所者介護サービス費制度(食費・居住費)について》

- ①世帯全員が市町村民税非課税であること。
- ②世帯分離していても配偶者がいる場合、配偶者も市町村民税非課税であること。(内縁関係者の者を含む。)
- ③資産要件(預貯金等)が単身で1,000万円以下、配偶者がいる方は2,000万円以下であること。

【預貯金等に含まれるもの】

預貯金(普通・定期)、有価証券(株・国債・地方債・社債等)、金・銀など口座残高で額を確認できる貴金属、投資信託、現金

* 申請に伴い不正がある場合は給付した額の返還に加え最大給付額の2倍の加算金を課されます。

特例減額措置について

利用者負担段階第4段階(負担軽減対象外)の方について、次の要件を全て満たす場合は申請により利用者負担段階第3段階での負担軽減を受けることが出来ます。

- ①利用者負担第4段階で介護保険施設又は地域密着型老人福祉施設に入所する者(ショートステイ除く)
- ②その属する世帯の構成員(別世帯の配偶者を含む)が2人以上であること。(年齢要件なし)
- ③その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員並びに配偶者の年間収入から、施設での自己負担額(年間見込額)を除いた額が80万円以下であること。
 - * 年間収入 ……公的年金等の収入額及び合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計額(非課税年金は含まれません。)
 - * 施設での自己負担額……介護サービス費1割負担(高額介護サービス費の見込額は控除)、居住費、食費
- ④その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びに配偶者の預貯金等の額が、450万円以下であること。
 - * 預貯金等……所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託、有価証券の合計額として市区町村長が認めた額
- ⑤その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びに配偶者が、その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していないこと。
- ⑥その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びに配偶者が、介護保険料を滞納していないこと。

注)入所することにより世帯分離を行っても、なお同一の世帯とみなします。

《社会福祉法人等利用者負担軽減制度について》

- ①市民税世帯非課税であって、次の要件をすべて満たし、その方の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市区町村が認める人。
- ②年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。(遺族年金・障害年金・仕送りなどすべての収入を含む。)
- ③預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていない人。
(扶養されていないとは、税控除の対象となっていない、医療保険の扶養になっていない、課税者に日常生活の援助を受けていない等を)
- ⑥介護保険料を滞納していないこと。

施設からのお願い

●住環境整備に関するお願い

入所様の個性や心身の状況、入所に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助できるよう心がけています。

利用者本位の生活づくりの取り組みの一環として、お部屋の環境作り（ご自宅のような暮らしの場）を行っています。この取組では、ご自宅で使用していた慣れ親しんだタンスやくし等の家具、生活用具をご持参していただき設置していきたいと考えておりますので、何かとご多忙とは存じますが趣旨をご理解いただきご協力の程宜しくお願いいたします。

ご不明な点がございましたらどんなことでも気軽にユニット職員へお声をかけて下さい。

●清拭布のご寄付をお願いします。

日頃多くの皆様にご協力いただき感謝申し上げます。

清拭布は消耗品の為にすぐに少なくなってしまうのが現状です。

洗濯してある柔らかい布類（例えば、Tシャツやタオル類、布オムツ等々）でそのままで結構ですが、できたら三十センチ四方に裁断していただければ助かります。

尚、使用用途など、ご不明な点等がありましたら、職員までお問い合わせ下さい。

●面会に関するお願い

長期の面会制限に伴い、ご利用者様の体調や日常生活へのご家族様の皆様の不安等を少しでも解消していただきたく、ご利用者様とご家族様がふれあう機会としてスマートフォン、タブレット端末を使用したビデオ通話による面会を実施しています。ご希望される場合は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

≪ビデオ通話利用時間≫ 10:00-11:30 14:00-16:30

その他の面会については、2階ベランダから窓越しで面会することも可能です。*この場合の面会時間は9:00から16:00頃までとなります。1階事務室で受付をお願い致します。

連絡先 ・ ・ 福寿荘きらきら

TEL 0556-22-7531 FAX 0556-20-1210

ご協力の程、宜しく申し上げます。

衣替えに関するお願い

衣替えの季節になりました。当施設では冷暖房を備えておりますが、夏季に向け利用者様の衣類の確認・入れ替えをお願い致します。

ご不明な点がございましたら、施設職員へ声を掛け下さい。

《編集後記》

緊急事態宣言が解除されましたが、感染者がいなくなったわけではないことを考えると、相変わらず感染しないようにと行動して、解除前後では生活は変わっていませんが、皆様はどうでしょうか。 (1)

特別メニューのご案内

来る7月21日、8月2日は、土用の丑の日です。

特養、デイサービスのご利用者様で希望される方に、特別メニューとして『鰻の蒲焼』をご用意いたしました。鰻には豊富な脂肪とビタミンAを多く含み、夏バテに効果があるとされています。

これから夏本番となります。鰻を食べて、この夏を乗り切るスタミナを身体に補給してはいかがでしょうか。

期間：7月15日～7月21日（特養は7月21日のみ）

追加料金：630円

申込方法につきましては、各事業所の担当職員からご案内させていただきます。ご不明な点等ありましたら施設へご連絡の程宜しくお願い致します。

特別定額給付金について

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

各市町村では、各世帯へ申請書が配布されておりますが、当施設入所者様におかれましては、申請手続きを終えております。

つきましては、来月通知する資料でご確認いただくとともに富士川町からの通知書によりご確認ください。

お知らせ

平成19年の事業所オープン以来、地域密着を運営方針とし、関係者各位のご理解とご協力を得ながら実施してきました『福寿荘きらきら夏まつり』ですが、新型コロナウイルス感染症による、各県及び県内の発生状況等から施設における感染症の発生及びまん延防止を図るべく中止と致しました。大変残念なお知らせとなりますが、何卒ご理解の程よろしくお願い致します。

6月の行事予定

特養施設

4日	セレクトメニュー	20日	音楽レクリエーション(木)
5日	理美容	22日	父の日メニュー
15日	理美容	26日	誕生会・誕生会メニュー
18日	機能回復訓練		

*令和2年3月に発行した4月号においてご案内致しました令和2年度行事予定を変更して実施しております。

デイサービス

お楽しみ会
15日・16日

*書道教室は新型コロナウイルスによる感染症対策における面会制限等により実施しません。